

## 株式会社インタラクティブィ 臨時番組審議委員会議事録

1. 開催日時： 令和6年2月20日（火）～令和6年2月29日

2. 開催場所： 書面にて開催

3. 委員の出席：

委員総数： 7名

出席委員数： 7名

出席委員の氏名：

（敬称略、五十音順）

植田 益朗、音 好宏、片山 哲郎、砂川 浩慶、村上 憲一、中川 幸美、吉岡 忍

放送事業者側出席者：

株式会社インタラクティブィ

代表取締役社長

笹島 一樹

取締役

高木 明夫

事務局：

JCOM 株式会社

メディア事業推進部 木村 秀行、斉藤 弘之、河原畑 薫、廣田 結子

4. 議題

株式会社インタラクティブィの放送基準の変更について全委員に諮問するもの。

5. 審議内容

弊社では放送法第5条に基づき、“放送番組の編集の基準”として「株式会社インタラクティブィ番組基準」を定め、同基準に従い放送を行っているが、放送基準の変更については、かねてより衛星放送協会にて検討されており、この度、令和6年4月1日をもって変更されるという連絡を受け、弊社でも社会の変化、価値観の多様化に対応すべく放送基準の変更について検討させて頂くべく、放送法第6条第5項に基づき、番組審議会にて諮問した。

変更内容としては「SNS等における出演者への誹謗中傷に関する条文を追記」するものであり、追記条文は衛星放送協会の表現と同一内容とする。

<改正案に対する委員からの意見・答申>

意見：影響力の強い放送事業者としてSNSへの配慮は万全を期すべきであることから、SNS等における出演者への誹謗中傷に関する条文は必要不可欠であると考える。

答申：全委員から諮問した改正内容が妥当との答申を得たため、4月1日付けで株式会社インタラクティブィ番組基準を改正する。

6. 添付資料

【ITV 番審資料②】 インタラクティブTV番組基準改正案（別紙1）

【ITV 番審資料③】 衛星放送協会放送基準（別紙2）

以上

# 株式会社インタラクティブィ番組基準

(改正案)

株式会社インタラクティブィ

## 株式会社インタラクティブィ放送番組の編集の基準

1. 当社は言論及び表現の自由を守り、また、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び法と秩序を尊重して、社会の信頼にこたえる放送を行う。また、放送の社会的責任と電波が国民共有の財産であることを重く受け止め放送番組を編集する。

尚、当社放送番組編集基準については、下記の方法により公表するものとする。

- (1)弊社が行う放送
- (2)弊社事務所での備置き
- (3)弊社ホームページ

URL:<http://www.jcom.co.jp/corporate/about/company/group-companies/interactv/standard/>

2. 当社は放送番組を次の基準によって編集する。

(1) 人権・人格・名誉

ア 人命を軽視するような取り扱いはしない。

イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。

(2) 宗教

宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。

(3) 政治

政治上の諸問題は、できるだけ多くの視点から論点を明らかにし、公正に取り扱う。

(4) 家庭と社会

ア 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。

イ 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。

(5) 犯罪

犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。

(6) 性表現

性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感を抱かせないように注意する。

(7) 表現

- ア 下品な言葉遣いはできるだけ避け、また、卑猥な言葉や動作による表現はしない。
- イ 人心に恐怖や不安又は不快の念を起こさせるような表現はしない。
- ウ 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者、特に児童や青少年の身体への影響に十分、配慮する。
- エ 放送内容によっては、SNS等において出演者に対する想定外の誹謗中傷等を誘引することがあり得ることに留意する。また、出演者の精神的な健康状態にも配慮する。(2024年4月新設)

(8) 広告

広告はわかりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯覚をおこさせるような表現をしない。

(9) テレビショッピング番組

関係法令を順守すると共に、事実に基づく表示を平易且つ明瞭に行い、また、誤認させる表現は避け、視聴者の利益を損なわないようにする。

(10) 青少年保護

一般社団法人衛星放送協会放送基準に準じ、青少年保護に努める。  
さらに、時間帯に応じて児童・青少年の視聴に十分配慮するとともに、青少年や、保護者による児童への配慮が必要であると判断される場合、番組冒頭での事前表示や有効な方法による事前表示を行う。

以上

(参考資料) 衛星放送協会 放送基準

放送が「公共性」の高いメディアであるとの自覚に基づき、われわれの衛星放送もこれに則り、民主主義の精神と基本的人権を尊重し、言論および表現の自由と社会秩序を守ることが使命とし、国民に正確かつ有益な情報と健全なる娯楽を提供することを目的とする。われわれの衛星放送は、各分野に分かれた専門放送であり、各局の放送内容も多種多様にわたるが、その社会的責任と影響を自覚し、良識をもって自らを律し、各分野における健全な文化の担い手として、その特性を生かし、内容の充実に努める。

以上の認識の上に立って、個々の放送の実施に当たっては以下の基準に十分留意する。

[1] 基本的人権を尊重する。

- 1-2 人命を重視し、個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- 1-3 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを尊重する。
- 1-4 人種・民族・性・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。
- 1-5 性的マイノリティを取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。

[2] 民主主義の精神に立って社会秩序を尊重する。

- 2-2 順法の精神を尊び、いたずらに不安を煽ることを排する。
- 2-3 政治及び政治に関わる事項並びに社会問題については、慎重に取り扱い、公正な立場を守る。
- 2-4 人種・民族・その国や地域の人々に関することを取り扱う場合は、その感情を尊重する。

[3] 児童及び青少年の人格形成に対する影響を考慮し、健全な精神を尊重させるよう配慮する。

- 3-2 児童向け番組には、社会通念に照らし児童の心身の健全な成長にふさわしくない言葉や表現・内容がないように注意する。
- 3-3 武力・暴力や社会的に賛否のある事柄を表現する場合には、特に児童及び青少年に対する影響がないよう考慮する。
- 3-4 20歳未満の喫煙・飲酒及び法律で未成年者に禁じられている行為を正当化することのないようにする。

[4] ニュースなどの報道活動にあつては、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。

[5] 信教の自由・各宗教・宗派の立場を尊重し、公正な取り扱いに努めると共に信仰の強要につながったりするような表現は取り扱わない。

5-2 宗教に関する放送では、科学を否定するようなものは慎重に取り扱う。

[6] 健全な社会の形式を損なうような立場に与せず、表現あるいは取り扱いに留意する。

6-2 著しく不快な感じや嫌悪感を与えるような表現や内容は避けるようにする。

6-3 自殺・心中は、たとえフィクションであっても取り扱いを慎重にする。

6-4 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者、特に児童や青少年の身体への影響に十分、配慮する。※

6-5 いたずらに人心に不安・動揺を与えるような内容は排する。

6-6 暴力行為は如何なる場合も肯定的に取り扱わず、その表現は最小限にとどめる。

6-7 犯罪を肯定することや、犯罪者を英雄視しない。

6-8 とばく及びこれに類するものの取り扱いについては、不当に煽るようなことはしない。

6-9 性に関する事柄は、未成年者に配慮のうえ、いたずらに嫌悪感をもたらさないようにする。

6-10 放送内容によっては、SNS等において出演者に対する想定外の誹謗中傷等を誘引することがあり得ることに留意する。また、出演者の精神的な健康状態にも配慮する。

(2024年4月新設)

[7] 広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらし、健全な社会生活に役立つものを放送する。

7-2 広告は内容・表現・取り扱いなどについて関係法令を遵守する。

7-3 広告は視聴者に誤解を与えないもの、社会的常識を持ったものを扱う。

7-4 広告は広告主（もしくは商品名）を明らかにし、責任の所在を明確にする。

7-5 広告の時間総量は、媒体特性と媒体価値を十分に考慮し、各社が自主的に基準を定める。

※ 6-4 の映像手法の基準については、日本放送協会と（一社）日本民間放送連盟が定めた「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」に準拠する。

([広告放送のガイドライン 2015 参考資料 P57～P58](#))

平成 11 年 1 月制定

平成 16 年 1 月改定

平成 27 年 1 月改定

平成 27 年 5 月改定

令和 5 年 4 月改定